

2019年（平成31年）2月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（平成31年）1月30日付けで諮問（第954号）された市立保育所の運営管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、公立保育園において、園児の安全確保と犯罪の未然防止のため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）より答申（2006年（平成18年）7月13日付け第195号）を得て、平成18年度から、順次、防犯カメラを設置している。

また、2009年（平成21年）1月に藤沢保育園駐車場で発生した車上荒らしを契機に、公立保育園敷地内で発生した殺人、傷害、暴行、誘拐、窃盗、器物損壊及び放火の捜査に関して、司法警察員等から刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を依頼された場合は、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者が判断したときに限り、審議会に諮問の手続を経なくとも包括的に目的外提供をすることができることについて、2009（平成21年）年3月12日付け答申第382号により審議会の答申を得ている。

この度、2018年（平成30年）12月28日午前7時30分頃、しぶやがはら保育園東側道路を北から南へ走行する原動機付自転車が、保育園の東南の角の交差点で西側から来た乗用車と衝突した。その捜査を行う神奈川県藤沢北警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、捜査関係事項照会書により、防犯カメラの画像の提供を求められた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられておらず、本件は、ガイドラインによる目的外提供することができる事例に該当しないため、神奈川県藤沢北警察署司法警察員に防犯カメラ画像データを目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき審議会に諮問するものである。

(2) 防犯カメラ画像を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

しぶやがはら保育園北側出入り口に設置された防犯カメラで撮影された、2018年（平成30年）12月28日午前7時から午前8時までの間の記録の中で、事故車両である原動機付自転車が撮影されている部分の画像データ提供にあたっては、依頼元の神奈川県藤沢北警察署司法警察員による確認を経て、実施機関が必要と判断した部分のみを選択し提供することとする。

イ 引渡し方法

ハードディスクに記録された画像データをSDカードに保存して引き渡す。

ウ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

エ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

オ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、官庁・公共団体等がその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、公共の福祉を維持するための必要な捜査であることから、正当性及び公益性が認められる。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県藤沢北警察署司法警察員に問い合わせたところ、当該事故は、しぶやがはら保育園前の路上において、交通事故が発生したものであり、事故の捜査資料として事故に遭った原動機付自転車の速度等の状況を確認したい、とのことである。

当該事故は、しぶやがはら保育園前の路上において、交通事故が発生したものであるため、再発の防止等迅速な対応が必要であり、より良い保育環境と安全確保を図るといふ本市の利益と合致すると考えられる。

また、近隣には事故現場周辺を撮影している防犯カメラが他にはないため、他の手段では代替することが困難なことから、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報、防犯カメラ画像データであり、当該画像データには保育園関係者及び園児とその保護者の他、不特定多数の者の画像が記録されている。当該画像データで確認できる個人を全て特定することは困難であるため、特定不可能な者への本人通知は省略したい。保育園関係者及び園児とその保護者については、事前に掲示文等で周知を行うこととする。

(4) 目的外に提供する時期（予定）

2019年（平成31年）2月14日

(5) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 回答書（案）

ウ 藤沢市立保育所防犯カメラ運用基準

エ 藤沢市立保育所の防犯カメラ画像データについて、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、当該事故は、しぶやがはら保育園前の路上において、交通事故が発生したものであり、事故の捜査資料として事故に遭った原動機付自転車の速度等の状況を確認したい、とのことである。

実施機関では、当該事故は、しぶやがはら保育園前の路上において、交通事故が発生したものであるため、再発の防止等迅速な対応が必要であり、より良い保育環境と安全確保を図るといふ本市の利益と合致すると考えられる。また、本件の目的外に提供する個人情報は、近隣には事故現場周辺を撮影している防犯カメラが他にはないため、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、目的外に提供する個人情報は防犯カメラ画像データであり、当該画像データには保育園関係者及び園児とその保護者の他、不特定多数の者の画像が記録されている。当該画像データで確認できる個人を全て特定することは困難であるため、特定不可能な者への本人通知は省略したい。保育園関係者及び園児とその保護者については、事前に掲示文等で周知を行うこととする、としている。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上